

2025年11月19日

**【別紙】****監査法人のガバナンス・コードの適用状況**

「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」は、上場会社等を監査する監査事務所が「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の（別紙）として公表するものです。

また、下表の「当監査法人の適用状況」は、監査法人のガバナンス・コードの各原則・指針に対してコンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する）を記載しております。

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
<b>【監査法人が果たすべき役割】</b>		
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経渌の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 I . 1 . 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、千葉県を中心とした地元企業に対して、監査を中心に会計のプロフェッショナルとしての品質の高いサービスを提供することにより、地域経済の発展に寄与することを経営理念としております。</li> <li>統括代表社員は、社会の要請に応え、社会から信頼される監査法人を目指し、地域経済の発展と資本市場の健全な発展に貢献していくために、高い監査の品質の確保とクライアントからの信頼の確保が、当監査法人の至上命題であると考えており、そのメッセージを当監査法人のウェブサイトで公表しております。</li> </ul>
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 I . 1 . 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、より高い監査品質を確保するため、監査業務の実施は監査事務所の品質管理システムに則ること、また、変化を続けるクライアントの経営環境や</li> </ul>
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 I . 1 . 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、より高い監査品質を確保するため、監査業務の実施は監査事務所の品質管理システムに則ること、また、変化を続けるクライアントの経営環境や</li> </ul>

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
		ビジネスモデルへの理解を深め、監査チームメンバー相互のコミュニケーションを十分に行い、保持すべき価値観を共有し、お互い切磋琢磨することが必要であるとし、統括代表社員は、研修時に監査の品質管理を最優先とするメッセージを発信しております。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	【コンプライ】 ・当監査法人は、人事評価規程に基づき、監査業務の品質や職業倫理の遵守状況を考慮し、報酬及び昇進を決定しております。
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	【コンプライ】 ・当監査法人は、社員会等を定期的に又は機動的に開催し、監査業務に係る問題等について議論し、情報の共有化を図っております。また、社員が監査業務の主査を兼ねている場合が多く、監査現場で監査チームメンバーと積極的に意見交換を実施しております。
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	【コンプライ】 ※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ2(4)非監査業務の提供の方針」及び「同3(3)兼業について」を参照してください。 ・当監査法人の業務内容は、監査業務が中心となっており、非監査業務は、積極的に行っておりません。また、原則として、監査業務を締結している被監査会社からの非監査業務の受嘱は行っておりません。さらに、非監査業務については、個別に年度毎に、社員会の承認を必要としております。 ・当監査法人は、小規模でもあり、構成員間の情報共有が容易であるため、利益相反や独立性に関して、相互牽制により社員間・社員会で問題がないことを確認しております。 ・当監査法人は、社員に対して、原則、非監査業務における兼業を認める方針です。これは、監査法人設立時からの経

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
	<p>緯（監査法人設立時は、監査業務は当監査法人において組織的に行い、それ以外の非監査業務（税務業務等）は、各社員が有するそれぞれの個人事務所で行っており、それが現在も社員会で承認のもと踏襲されております。）によるものであります。</p> <p>なお、新たに登用する社員については、原則兼業を認めず、当監査法人の業務に専従することで監査の品質向上に努めてもらう方針であります。</p> <p>常勤職員に対しては、兼業・副業を認めおりません。</p> <p>非常勤職員に対しては、利益相反や独立性に問題が生じないように、毎年、誓約書入手し確認を行っています。</p>
指針1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p> <p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、グローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等と包括的な業務提携等は実施しておりません。</li> </ul>
<b>【組織体制】</b>	
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
指針2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p> <p>【コンプライ】</p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ.2(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、社員7名の小規模の組織であるため、実効的な経営（マネジメント）機関を設けていませんが、社員会において統括代表社員を選任し、その下に品質管理部門、情報セキュリティ部門、監査業務部門及び審査室を設け、責任者を選任し、業務分掌により役割分担を明確にし、組織的な運営を心がけております。</li> <li>当監査法人は、社員会により経営等の問題点についても議論を実施し、総務担</li> </ul>

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
		当社員を選任し、経営に遗漏がないようにしております。
指針 2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査品質に対する資本市場の信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのＩＴ基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	<p>【コンプライ】</p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ. 2(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人は、社員会を定期的に又は機動的に開催し、統括代表社員が議長となり、監査の品質管理及び監査業務上の重要な事項について、審議及び報告を行っており、監査法人として適正な判断ができるように心がけております。</li> <li>・当監査法人の社員は、クライアントの経営環境等を理解するとともに、監査上のリスクを把握し、そのリスクに適切に対応するために、さらに被監査会社との間で意見交換を迅速に実施できるようにするため、監査チームの責任者として、監査現場で業務を実施する態勢を取っております。</li> <li>・当監査法人は、専門要員が実施した監査業務の品質や職業倫理の遵守状況を考慮し、監査責任者又は統括代表社員が、それぞれの状況により、専門要員の評価を行う体制となっております。</li> <li>・監査業務の効率化等を推進するため、全専門要員にパーソナルコンピュータを貸与しているほか、クラウドストレージを利用し、ＩＴ基盤を整備・運用しております。</li> </ul>
針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人は、社員 7 名の小規模な組織なため、監査能力、経験だけでなくマネジメント能力もある者を社員として選任しております、法人の組織的な運営を心がけております。</li> </ul>

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ.2(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針、(3)独立性を有する第三者の選任理由及び期待する役割」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、小規模な組織であることから、経営機能の実効性を監督・評価する独立した機関を設置していませんが、独立した第三者を選任し、経営機能の評価の実施を依頼しております。</li> </ul> <p>また、社員会において、経営上の重要事項について、審議及び報告を行い、社員の相互牽制を図り経営機能の実効性を確保しております。</p>
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	<p>【コンプライ】</p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ.2(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針、(3)独立性を有する第三者の選任理由及び期待する役割」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者を選任し、知見を活用する予定であります。なお、第三者は、当監査法人との利害関係等はなく独立性を有しております。</li> </ul>
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 •組織機能の実効性向上に資する助言・提言 •組織的な運営の実効性に関する評価への関与 •経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 •法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	<p>【コンプライ】</p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ.2(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針、(3)独立性を有する第三者の選任理由及び期待する役割」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、独立性を有する第三者に対して、組織機能の実効性向上に資する助言・提言及び組織運営の実効性に関する評価を依頼し、活用することとしております。</li> </ul>

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>		
指針 3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ. 2(1)組織・ガバナンスに対する基本的な方針、(3)独立性を有する第三者の選任理由及び期待する役割」を参照してください。</p> <p>・当監査法人は、独立性を有する第三者に対して、社員会への参加を要請し必要な情報の提供を行うこととしております。</p>
<b>【業務運営】</b>		
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間ににおいて会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場から必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※指針 1-4 に対する当監査法人の適用状況を参照してください。</p> <p>・当監査法人の社員は、監査チームの責任者として、監査現場で業務を実施する態勢を取っており、現場からの必要な情報等を適時に共有できるとともに、定期的又は機動的に開催される社員会等に出席し、監査業務に係る問題等についての意見交換や議論を実施しております。</p> <p>また、社員会等は、随時開催が可能な体制となっております。</p>
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ. 3(2)社員・職員の採用、教育・訓練、評価及び選任」を参照してください。</p> <p>・当監査法人は、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に係る方針を定めております。専門要員の評価については、「人事評価規程」等に基づき、定期的に実施しており、評価項目では、監査業務の品</p>

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
		質の維持・向上に関する項目を重視しております。
指針4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のそれぞれの部署において、職業的懷疑心を適切に發揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<p><b>【コンプライ】</b></p> <p>※「監査品質のマネジメントに関する年次報告書Ⅱ. 3(2)社員・職員の採用、教育・訓練、評価及び選任」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人の社員は、組織の役割にとらわれずに相互に補完及び牽制しながら、法人の組織運営及び監査業務等を行っております。</li> <li>・当監査法人は、常勤職員に会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられるように、監査業務に影響を与えない範囲で、非監査業務に従事させております。</li> <li>・当監査法人は、専門要員の適性、能力、経験等を総合的に勘案して、監査チームの編成を行っております。</li> <li>・当監査法人は、独自の研修プログラムはありませんが、日本公認会計士協会のCPD制度のうち、研修項目を指定し研修の受講を求めております。</li> </ul>
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人が監査を実施している上場会社等との関係では、過去の経緯より被監査会社の経営者や監査役等と監査上のリスク等について、深度ある意見交換を行っております。また、社員は、監査チームの責任者として、監査現場で経理担当責任者等の被監査会社の担当者と十分な意見交換等を実施しております。</li> </ul>
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<p><b>【コンプライ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人は、通報制度を新設し、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備し、品質管理責任者が適切に対応することとしております。</li> </ul>

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）		当監査法人の適用状況
<b>【透明性の確保】</b>		
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	
指針5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・監査法人の中長期に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI: Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・監査法人における品質管理システムの状況</li> </ul>	

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機関等の構成や役割</li> <li>・監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針2-1に対する当監査法人の適用状況をご参照ください。</li> <li>・指針3-1、指針3-3に対する当監査法人の適用状況をご参照ください。</li> <li>・指針1-5に対する当監査法人の適用状況をご参照ください。</li> <li>・指針2-2に対する当監査法人の適用状況をご参照ください。</li> <li>・当監査法人は、小規模のため社員及び常勤職員が主たる監査業務を遂行し、非常勤職員はそれを補う形で人員を確保しております。また、研修に関するガイドラインにより指定研修項目を定め、日本公認会計士協会のEラーニング研修等の受講を要請しております。</li> <li>・当監査法人は、報酬依存度が高い被監査会社等の監査契約はなく、財務基盤に問題はありません。</li> <li>・当監査法人は、原則として海外子会社を有しない被監査会社と監査契約を締結することとしております。</li> <li>・指針2-2に対する当監査法人の適用状況をご参照ください。</li> </ul>
指針5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネット	<p>【該当なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、また他の法人等との包括的な業務提携等は行っておりません。</li> </ul>

2025年11月19日

監査法人のガバナンス・コード（原則・指針）	当監査法人の適用状況
<p>ワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	
指針5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p> <p>【コンプライ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人は、被監査会社に対しては、経営者や監査役等とのコミュニケーションにおいて、監査の品質の向上に向けた取組み等を説明し、意見交換に努めております。また、当監査法人は、独立性を有する第三者に対して、組織機能の実効性向上に資する助言・提言及び組織運営の実効性に関する評価への関与の役割を期待しております。</li> </ul>
指針5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p> <p>【コンプライ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人は、社員会において本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みについて議論し、評価いたします。</li> </ul>
指針5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p> <p>【コンプライ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当監査法人は、品質管理、監査法人のガバナンス・コードの適用状況などをウェブサイトで開示することにより、寄せられた情報を組織的な運営の改善に向け活用いたします。</li> </ul>

以上